

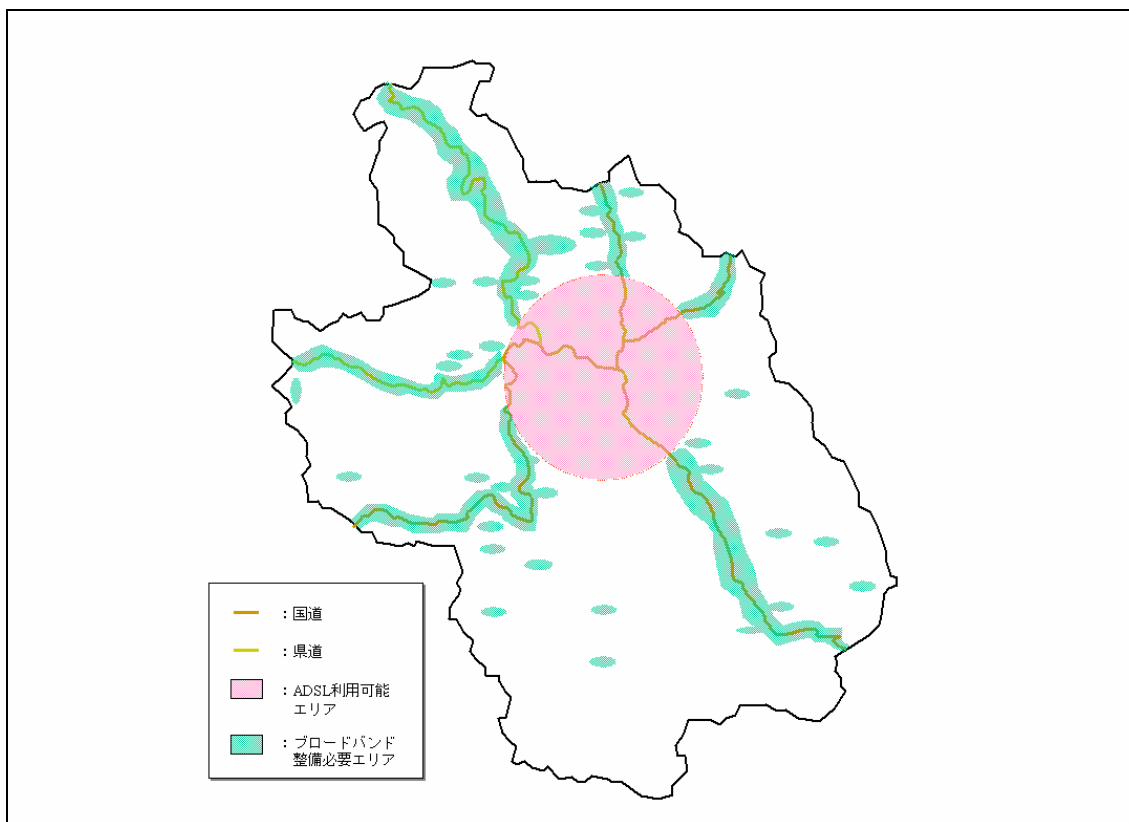
第2章 地域の情報通信環境の現状

2-1. 現行サービスの概要

(1) ブロードバンド環境

本町の情報通信環境としては、町内に4局ある収容局のうち葛巻局（一般収容局）のみがNTT東日本によってADSLサービスが提供されており、町の中心部から半径4～5km以内の限られた範囲では利用可能であるが、残る江刈・小屋瀬・田部3局（いずれもRT局）ではADSLサービスが未提供であるため、人口の約6割を占める町中心部以外の地域においてはADSLを利用できないというデジタル・ディバイドが大きな課題となっている状況である。

葛巻町のブロードバンド・マップ



岩手県庁資料より作成

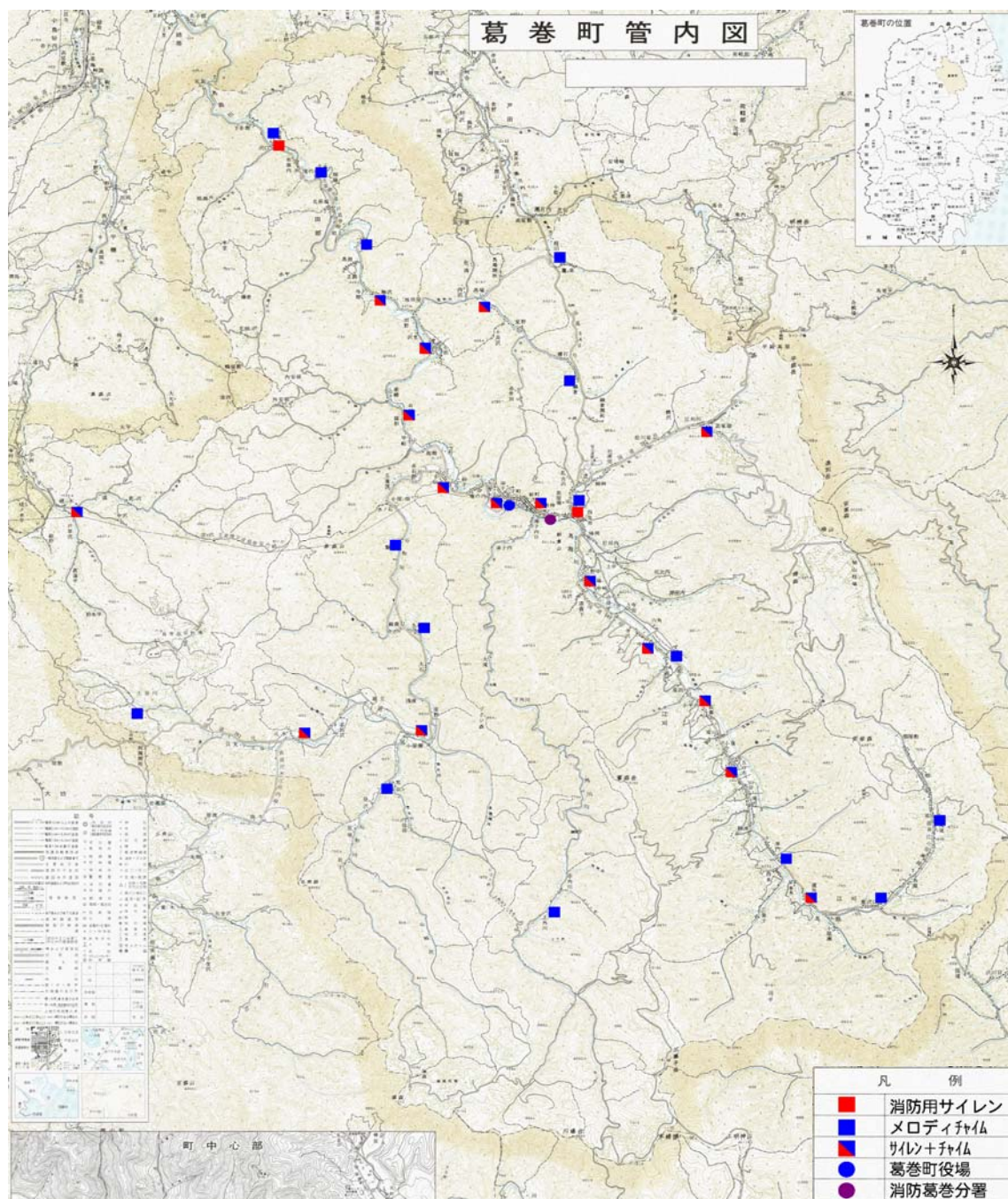
(2) 防災関連の情報通信基盤

町の防災関係職員等が相互に連絡するための移動局系の防災無線は導入されているが、住民に対して必要な情報提供を行う手段は確保できていない。火災や災害の際に吹鳴させるサイレンは、地域ごとの個別吹鳴で地区の消防団員等が連絡を受けて装置が設置してある場所に赴き手動で操作しなければならない現状にある。

町中心部の 2 箇所（象鼻山、八幡神社境内）に有線で結ばれた音声拡声装置（メロディチャイム）は役場から遠隔操作が可能であるが、地形上の理由から町土全体で聴取できる状況になっていないため活用されていない。

同報系の無線システムも導入されていないため、住民へ詳細な情報を即時提供できるシステムが求められている。

消防用サイレン・メロディチャイム設置箇所図



(3) テレビ放送の受信環境

現行アナログ方式のテレビ受信環境は、NHK 葛巻局が町中心部をカバーしているが、民放 4 社については町内全域において難視聴の状況で、約 9 割の世帯が共同受信施設を利用して二戸テレビ中継局を受信している状況であり、デジタル放送への移行に伴い、さらに受信環境が悪くなる地域が出てくることも想定される。

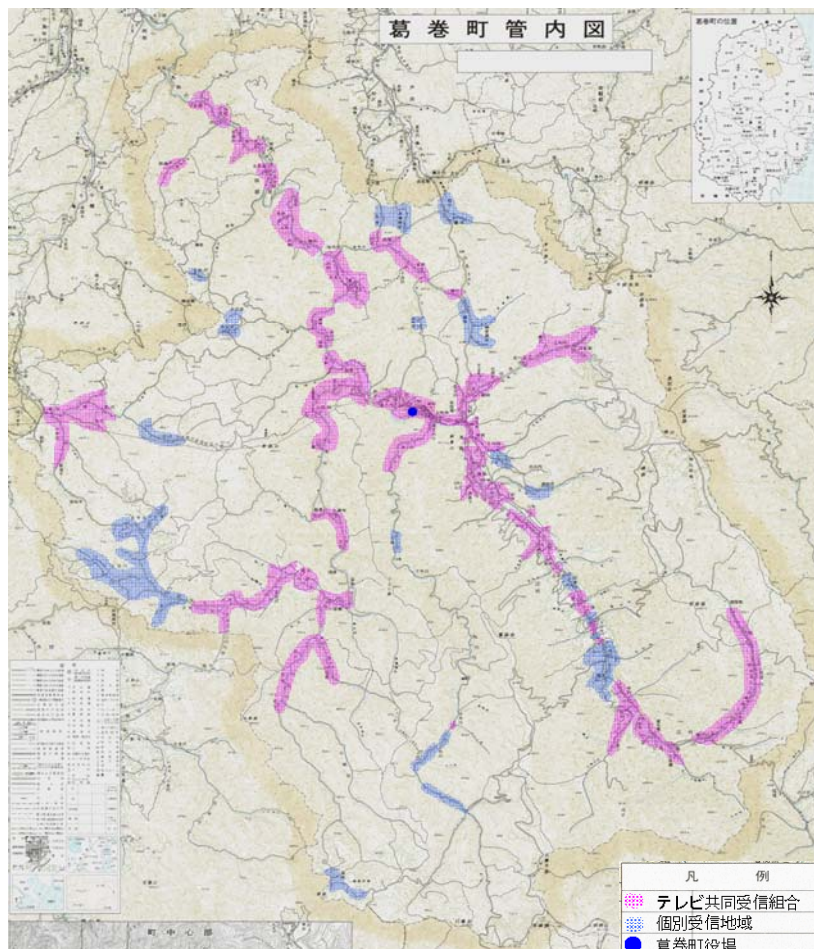
二戸デジタル中継局による放送区域（想定）は P18 のとおりで、法定の放送区域内となる町内地域は居住世帯のない山間部のごく一部のみであり、デジタル受信の限界とされる電界強度が得られる地域もそれほど拡大は見込まれないものと想定される。

また、総務省等が本年 9 月 13 日に公表した葛巻町における地上デジタル放送のロードマップ（シミュレーション）によれば、既設の共同受信施設のデジタル対応を行っても民放については 750 世帯程度が難視世帯となるものと想定される。

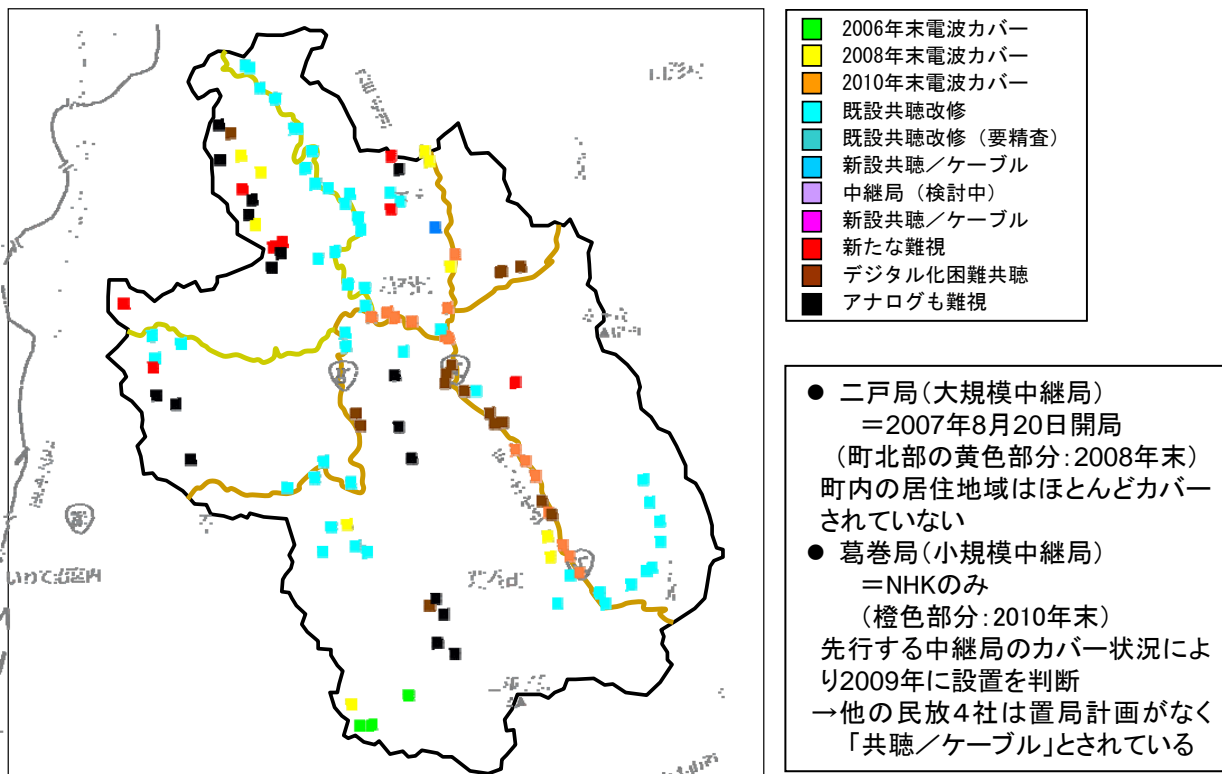
地上デジタルテレビ放送 葛巻町ロードマップ（平成 19 年 9 月 13 日公表）

	全世帯	アナログ受信世帯	電波カバー世帯	既設共聴改修世帯		既設共聴改修世帯（要精査）	難視世帯		
			2010 年末カバー世帯	新たな難視世帯	デジタル化困難共聴世帯		アナログも難視世帯		
NHK	2,850	2,750	1,110	2,030	(920)	10	40~50	470	100
民放	2,850	2,750	70	2,030	10 未満	10	160~180	470	100

町内の共同受信施設による受信地域

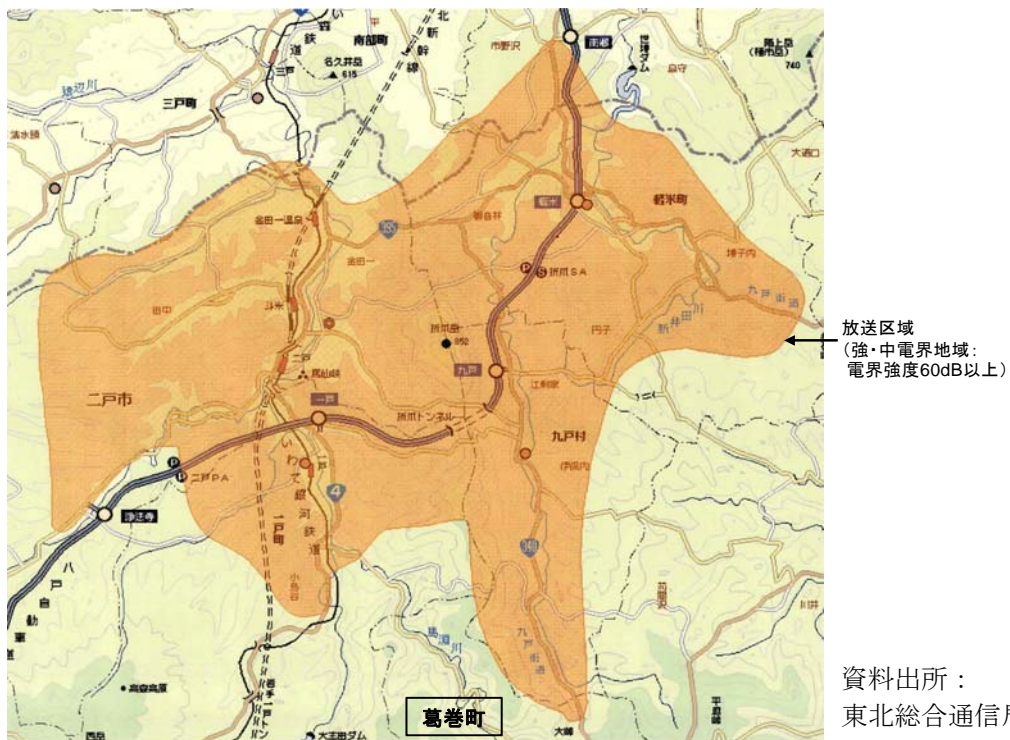


葛巻町における地上デジタルテレビ放送のエリア見込み



総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会（平成 19 年 9 月 13 日公表）

二戸中継局のエリア（地上デジタルテレビ放送）

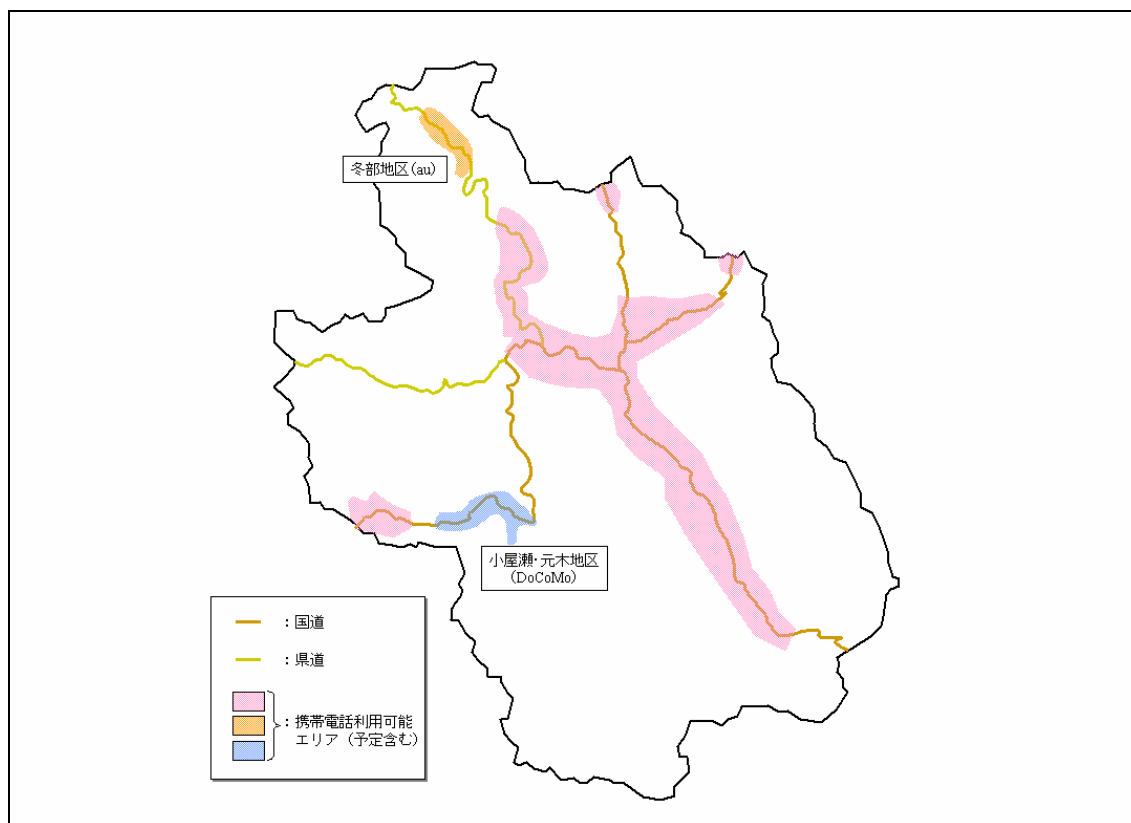


(4) 携帯電話の利用状況

携帯電話の通話エリアは、町の主要部を中心として国道・県道沿いに整備が進んでおり、人口の約 7 割をカバーしてはいるものの、広大な面積を有する当町では総面積の約 3 割しかカバーされておらず、不感地帯が多い状況であることから、平成 18 年 5 月に消防団員を中心に導入した「災害一斉指令システム*」からの指令が一部の消防団員等には届かない状況にある。

なお、町では、総務省による平成 19 年度移動通信用鉄塔施設整備事業を利用して、小屋瀬地区／元木地区における携帯電話基地局 2 局（いずれも NTT ドコモ東北）を整備中で、平成 20 年度当初にサービス開始となる見込みである。また、KDDI においては自社単独で冬部地区に携帯電話基地局を整備中で、平成 20 年度当初にサービス開始の見込みである。

町内の携帯電話利用可能エリア

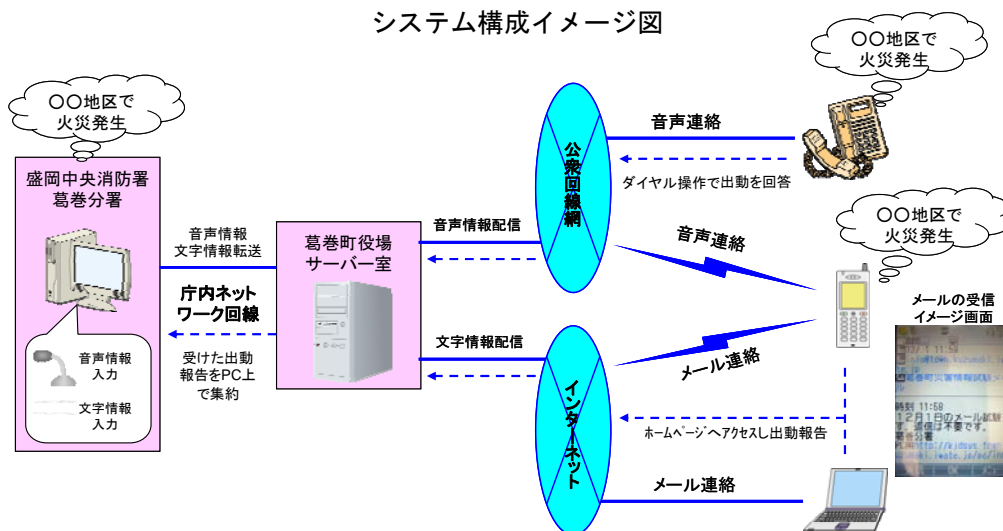


各社の公表資料をもとに作成

* 災害一斉指令システムについて

導入の背景と現状	葛巻町では防災行政無線（同報系システム）が未設置のため、火災・水害等における消防団員・防災関係機関への出動指令及び通報は、担当者が一般回線を使用し、一人一人に個別に連絡している。このことは、多くの時間を費やすと共に一刻を争う災害対応に支障を来している。
住民のニーズ	災害による被害を最小限に止めるためには、消防団員の早期参集と活動が最も重要である。特に消防団員は、自らの地元で発生した災害をいち早く覚知し、または連絡を受けて出動することを旨としている。しかし、近年、消防団員のサラリーマン化が顕著になり、自宅・職場・携帯電話と連絡先も多岐にわたっており、迅速かつ円滑な連絡体制の確立を求められている。
事業の目的	消防団の早期連絡・活動体制を取ることにより、水火災等による町民の生命、身体、財産の被害の軽減を図り、葛巻町の福祉の増進と発展に寄与する。
事業の成果	災害発生場所により出動する消防団隊を個別連絡している体制から、機器の自動送信による方法に切り替えることで、連絡先のグループ分け等、効率的な連絡手法の確立と伝達指令所要時間の短縮が図られる。

システム構成イメージ図



概要1

- 緊急事態発生時に、電話・携帯電話に緊急情報を音声・メールにて通知する。
- 音声は最大12回線の電話回線を利用してスピーディーに通知できる。(葛巻町では4回線利用)
- 通知先が話中・未応答・回答不明の場合は、再度通知する。
- 最大4種類の回答ができ、結果をリアルタイムでディスプレイ表示、または印刷する。
- メール受信者が指定した番号に電話すれば、「通知メッセージ」を聞くこともでき、回答も得られる。

概要2

- 通知先を通知内容によりグループ分け(登録: 30,000件、グループ数: 1,000件が登録可能)
- 音声メッセージはあらかじめ複数録音することが可能(999種類)
- あらかじめメール本文の複数登録が可能(最大100パターン)
- 出動可否・出動時間などを電話・ホームページ上で報告が可能

図表：本町における情報通信環境の現状

区 分		状 況	備 考
ブロード バンド	ADSL受益可能世帯数※1	約1,164世帯	受益可能世帯率：約42% (受益可能世帯数/全世帯数)
	ADSL加入世帯数※2	約300世帯	加入率：約26% (加入世帯数/受益世帯数)
	ADSL+ISDN加入世帯	約400世帯	加入率：約14% (加入世帯数/全世帯数)
防災基盤	消防用サイレン	町内18箇所	うち16箇所は地区管理者による 個別吹鳴
	災害一斉指令システム登録者 数	356人	登録率：約4% (登録者数/総人口)
	同上（消防団員）※3	222人	登録率：約70% (登録者数/消防団員総数)
	同上（携帯電話通話エリア内消 防団員）※3	161人	登録率：約73% (エリア内消防団員数/登録消 防団員数)
	メロディーチャイム設置箇所 数※4	31箇所	
	移動系防災行政無線	基地局：1 移動局：14	町職員相互間の連絡用
テレビ 放送	テレビ共同受信施設組合加入 世帯数※5	2,550世帯	加入率：約88% (加入世帯数/全世帯数)
	地上デジタル放送受信不能世 帯数※6	600世帯	世帯率：約23% (加入世帯数/受信不能世帯数)
携帯電話	ドコモ通話エリア内人口※7	約6,000人	人口カバー率：約73% (エリア内人口/総人口)
	a u通話エリア内人口※7	約5,200人	人口カバー率：約64% (エリア内人口/総人口)
	ドコモ通話エリア内面積※7	約240 k m ²	面積カバー率：約45% (エリア内面積/総面積)
	a u通話エリア内面積※7	約305 k m ²	面積カバー率：約30% (エリア内面積/総面積)

※1 世帯数には、事業所等含まず。

※2 世帯数には、事業所等も含む。

※3 消防団員数は、平成17年度末現在の数値

※4 通常は、時報代わりにメロディーを吹鳴。マイクが付属しており音声放送可能。

※5 加入世帯数には、公共施設、事業所等も含む。

※6 平成18年7月時点での机上ベースでの試算による。

※7 行政区単位で試算しているため、実際の数値とはかい離する可能性がある。

2-2.今後の問題点

(1) ブロードバンド環境

被災を契機とし「住民が安全で安心して暮らせる災害に強い町づくり」の構築、地域間におけるデジタル・ディバイドの是正を解消する情報通信環境の整備は町の大きな課題となっている。ブロードバンド化により、防災のほか観光・産業・健康・福祉・教育など様々な分野の情報をこれまで以上に提供することが可能となり、住民が安全かつ安心して充実した情報環境の中で暮らせることで、町全体の活性化につながることを期待される。また、町のさまざまな情報を発信することにより、観光客の入込み増加のみならず移住・定住人口の増加も期待するところであり、超高速情報通信環境の基盤整備は、どうしても欠かせないものとなっている。

情報は「いつでも」「どこでも」「誰でも」受信・発信でき、過疎・山間地域に暮らす住民にも等しく利用・享受できる機会が与えられることが大切である。デジタル・ディバイドの是正を解消する情報通信環境の整備は、「地域の資源を宝に変えて、幸せを実感できる高原文化の町」を目指している本町にとって、活性化を図る上で重要な役割を担うものと考えられる。

(2) 防災関連の情報通信基盤

被災を契機に防災情報伝達基盤の重要性を再認識したことから、住民の「安全・安心」を確保するため、災害時の迅速な情報提供・情報収集が可能な基盤整備が必要であると考えられる。特に現在は個別操作となっている災害用サイレン、未整備となっているデジタル防災無線同報系システムの構築、有事用デジタルサイレンの整備、災害本部と避難所との情報ネットワーク網の構築が優先課題と考えられる。



避難所への情報伝達手段も必要

(3) テレビ放送の受信環境（地上デジタル放送への対応）

過疎・山間地域で高齢化が進む本町にとってテレビ放送は、最も身近な情報収集先であるとともに娯楽でもあり、災害・有事の際は住民の「安全・安心」を確保するための情報源の一つでもあるが、町内はほぼ全域が難視聴地域で、現在約 9 割の世帯が共同受信施設でテレビを視聴しており、地上デジタル放送への移行に伴い更なる難視聴が想定されていることから、基盤整備により難視聴を解消する必要があると考えられる。

(4) 携帯電話の利用可能エリア

平成 18 年 5 月に消防団員を中心に導入した「災害一斉指令システム」を災害時により効率的かつ効果的に活用し、住民の「安全・安心」を確保するためには、総面積の約 7 割ある不感地帯を解消し、どこにいても情報を収集・伝達できることが重要である。また、携帯電話は日常生活に欠かせないものとなっているとともに、交流人口が約 50 万人に上る本町にとっては観光客に対する利便性の向上も考えなければならない。今後、基地局のエントランス回線として携帯電話事業者に光ファイバの一部を開放し、携帯電話の不感地帯の解消に活用することが考えられる。

(5) 各分野における情報通信基盤の活用

ア 観光・産業振興への活用

交流人口が約 50 万人に上り、「くずまきブランド」を推進する本町にとって、情報発信は必要不可欠であり、超高速インターネット環境の整備は産業振興・観光振興の面で大きな効果をもたらすと考えられる。また、地元企業等は交通アクセスの不便さを超高速情報通信基盤により補完することにより、更なる飛躍が期待される場所である。このことにより、産業基盤の整備、人材の育成、若者の定住化など地域の資源を宝に変えることができ、活性化が図られていくことが考えられる。



観光拠点のひとつ「くずまき高原牧場」

イ 行政情報の提供

広大な面積を有し、交通アクセスが不便な本町にとって行政情報の伝達は多くの時間と労力を費やしている。超高速情報通信基盤の整備により、より多くの情報をより多くの住民に対し瞬時に配信することが可能となることから、行政と住民が情報を共有し、住民にとって行政が身近に感じられ、町が推進する協働のまちづくりが一層充実することが考えられる。



ホームページトップ画面

ウ 教育振興への活用

情報化社会となった現代、学校教育においても情報教育は重要になっているが、本町において小・中学校合わせて9校中ADSLサービスを利用できない学校が7校あり、情報教育環境としては厳しい状況にある。超高速情報通信基盤の整備により、情報教育環境を改善することで、より多くの情報が得られ都市部との学習環境格差の解消が図られるとともに、交通アクセスの不便さから多く実施することが出来なかった学校間の交流事業なども活発に行われていくことが考えられる。

エ 健康・福祉への活用

過疎化・高齢化が進む中、特に高齢者世帯、独居世帯などが今後増加することが想定され、安否確認、健康状態管理など保健・福祉分野での支援充実が課題の一つとなってくると考えられる。超高速情報通信基盤の整備により、住民と医療・福祉施設との双方向コミュニケーションを確立し、保健・福祉分野でも住民が安心して暮らせる町づくりを検討していく必要がある。

2-3.国の政策動向

(1) 地域公共ネットワーク

ア 地域公共ネットワークの全国整備

総務省では、学校、図書館、公民館、市役所等の公共施設における業務・活動において高度に ICT を利活用するために、高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの全国的な普及を促進し、都道府県情報ハイウェイと接続することにより、全国的なブロードバンド・ネットワークを構築することを目指しており、必要に応じて地方公共団体等への支援を行うこととしている。

イ 地域公共ネットワークの全国整備状況

平成 18 年 7 月現在、全地方公共団体（1,890 団体）のうち、1,359 団体（71.9%）が地域公共ネットワーク整備に着手しており、平成 17 年 7 月時点と比較して増加している。さらに 177 団体（9.4%）が地域公共ネットワークの整備計画を策定しており、整備事業の着手を予定している。

総務省では、地域イントラネット基盤施設整備事業等により、地方公共団体等による地域公共ネットワークの整備を支援している。

平成 18 年度 地域公共ネットワークの全国整備状況

	平成 17 年度	平成 18 年度	
			1.5Mbps 以上のネットワーク（注 1）
①ネットワーク整備済み（注 2）	1,735 団体 (71.6%)	1,359 団体 (71.9%)	1,310 団体 (69.3%)
②整備計画を策定済み	554 団体 (22.9%)	177 団体 (9.4%)	192 団体 (10.2%)
③整備計画無し	133 団体 (5.5%)	354 団体 (18.7%)	388 団体 (20.5%)
合計	2,422 団体 (100%)	1,890 団体 (100%)	

（注 1）今後、「IT 新改革戦略」等の政府方針を踏まえこれを主たる指標とする。

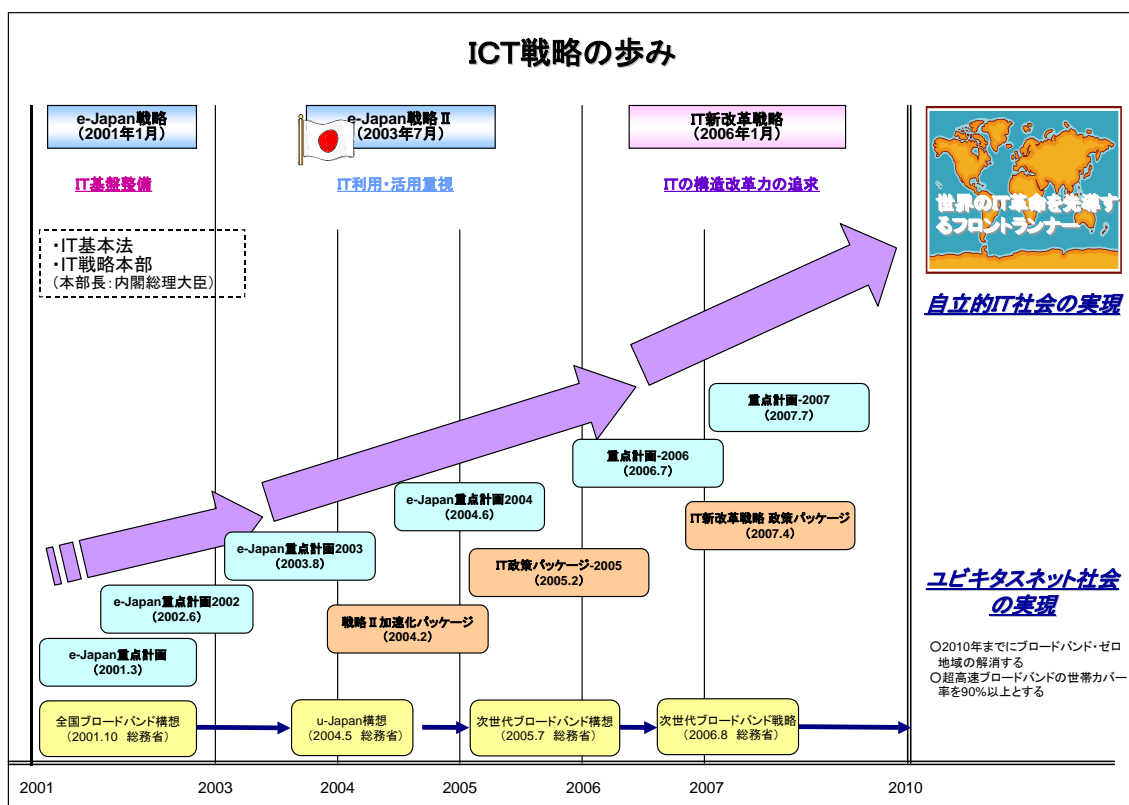
（注 2）ネットワーク整備済みの中には調査年度中に完了する団体を含む。

(2) ブロードバンド環境整備

ア IT新改革戦略

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）は、e-Japan 戦略で築き上げてきた情報通信基盤や利活用環境を踏まえて、平成 18 年 1 月「IT 新改革戦略」を策定した。新たな戦略は、我が国が目指すべき姿として、「第一に『いつでも、どこでも、何でも、誰でも』使えるユビキタスネットワーク社会を、セキュリティ確保やプライバシー保護等に十分留意しつつ実現すること」、「第二に、それによって世界最高インフラ・潜在的な活用能力・技術環境を有する最先端 IT 国家であり続けること」とし、「こうした姿を実現できてこそ、国民の視点に立った IT 利用が可能になり、それによって国民生活の向上と産業競争力の向上が達成される」とされている。

また、ブロードバンドの全国整備に関する新たな目標は、「2010 年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する」ことを掲げ、地域公共ネットワークの全国的な普及を促進し、全国的なブロードバンド・ネットワークを構築することを目指している。

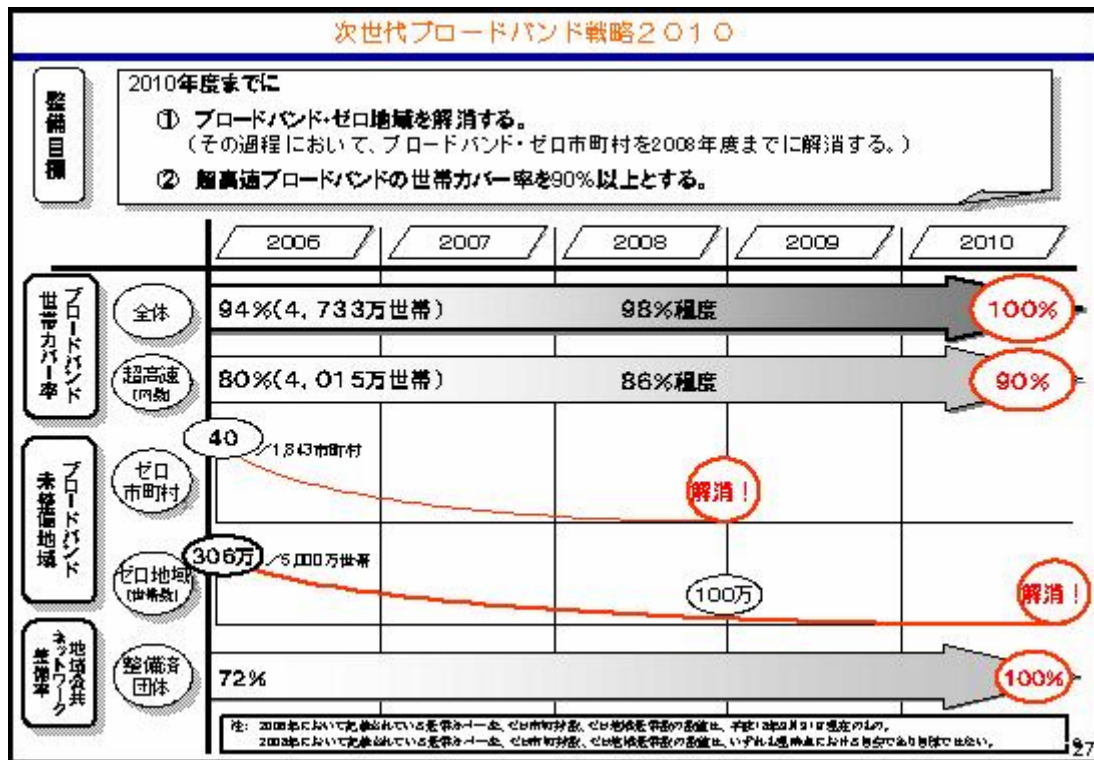


総務省資料より作成

イ 次世代ブロードバンド戦略 2010

総務省では、IT 新改革戦略を踏まえ、平成 18 年 8 月、「次世代ブロードバンド戦略 2010」を策定し、平成 22 年度（2010 年度）へ向けたブロードバンド・ゼロ地域の解消等の整備目標、ロードマップの作成等の整備の基本的な考え方、官民の役割分担、関係者による推進体制の在り方を明らかにしている。

この戦略は、今後のブロードバンド整備の在り方に関する基本的な考え方として、まず、①民間主導原則と国による公正競争の確保・投資インセンティブの付与、技術中立性の確保という原則が示されている。次に、②条件不利地域等投資効率の悪い地域における整備の考え方として、i) 関係者の連携と推進体制の構築によるロードマップに沿った整備、ii) 地域のニーズ等に応じた多様な技術が利用できる環境の整備、iii) 自治体光ファイバ網の開放等による効率的な整備の促進が掲げられており、これら①及び②の整備の原則と考え方に加えて、③積極的な需要喚起・利活用の促進が必要であると提言している。



(3) デジタル・ディバイド解消戦略会議

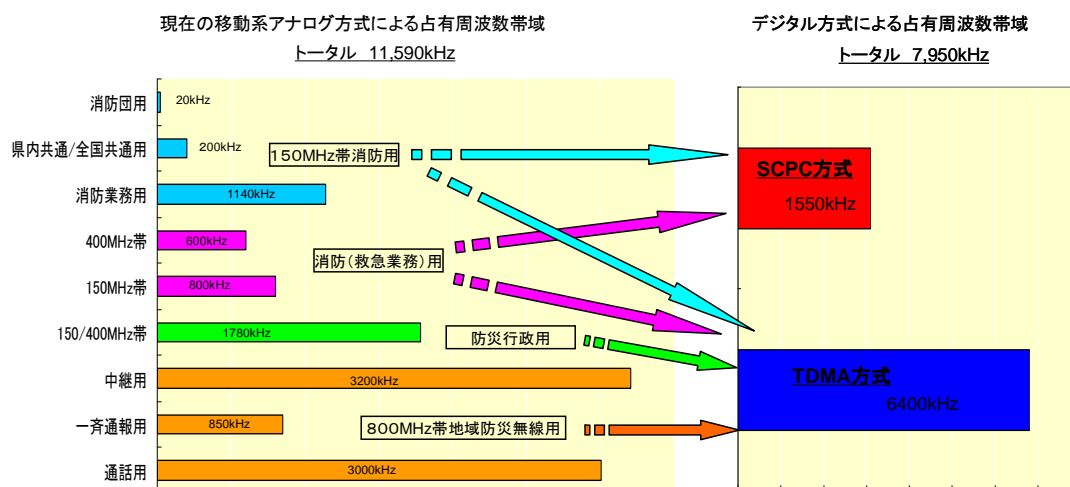
総務省では、「次世代ブロードバンド戦略 2010」を策定し、平成 22 年度（2010 年度）までにブロードバンド・ゼロ地域解消に向けた諸施策を強力に推進している。平成 22 年度まで残り 3 年となっている現在、全国で 226 万世帯となっているブロードバンド・ゼロ地域の解消が急務である。また、携帯電話のカバーエリアについては、人口比で 99.7%達成（平成 19 年 3 月末）している一方、約 42 万人（人口比 0.3%）が不感地帯となっており、残り 0.3%の整備が急務となっている。このため総務省では「ブロードバンド・ゼロ地域の解消」及び「携帯電話の不感地帯の解消」を実現し、どこでもブロードバンドや携帯電話を利用できるようにするための具体的施策を検討することを目的とした「デジタル・ディバイド解消戦略会議」を平成 19 年 10 月に開催している。当会議は平成 20 年 3 月までの開催予定で、ブロードバンド基盤整備の困難地域や携帯電話の不感地帯について、①検討対象地域の特定と課題の抽出、②各地域の課題に対応した政策支援のあり方、③所要の支援策の改善の方向性を検討し、平成 22 年（2010 年）の時点での政策目的が実現するための所要の政策支援措置のあり方について提言を取りまとめることとしている。

(4) 防災関連の情報基盤

ア アナログからデジタルへ

通信システムの高度化と周波数の有効利用を図るため、同報系、移動系とも従来のアナログ方式からデジタル方式へ移行が進められている。

市町村デジタル移動システムは、260MHz 帯の電波を使用して市町村役場と災害現場、病院、学校、消防などの関係機関と相互に通信できる MCA 方式の通信システムとなっている。



※消防業務用のデジタル化移行期限は平成 28 年 5 月 31 日。
 ※800MHz 帯地域防災無線は平成 23 年 5 月 31 日以降は使用できない。

同報系デジタルシステムは現在と同じ 60MHz 帯の電波を使用して構築されるものであるが、従来のアナログ方式に比べて次のような特徴を持っている。

- ①双方向性：役場と避難所などとの連絡では電話のように送信と受信を同時に行うことができる。
- ②データ通信：音声だけでなく画像や文字などのデータの通信が可能。
- ③複数のチャンネル化：役場から住民への情報伝達と同時に役場職員相互の連絡なども可能。
- ④IP 網等の他のシステムとの親和性：データがデジタル化されているため情報の伝達や蓄積、加工などが容易である。

イ システムの多様化・複合化

これまでの防災無線の概念は、固定系、移動系、同報系を柱とした無線網であるが、今日ではこれらのシステムに加えて衛星系を主とした通信系を構築するところも見られるようになっている。

さらに、通信回線の一部に IP 網を利用しようという動きや MCA や簡易無線局を活用してコストの低減化を図るシステムが紹介されており、これまで費用の面で整備が進まなかった市町村でも比較的安価で住民の安全に資するシステムの構築が可能となりつつある。

このような新しいネットワークを活用した防災無線システムを導入する場合、緊急時においても確実に情報の伝達が可能で常に安定した通信の確保が担保されている必要があり、今後の研究課題ともなっている。

(5) 携帯電話

総務省では、携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地域等を対象に平成 3 年度から「移動通信用鉄塔施設整備事業」を行う市町村に対して、国がその設置経費の一部を補助している。

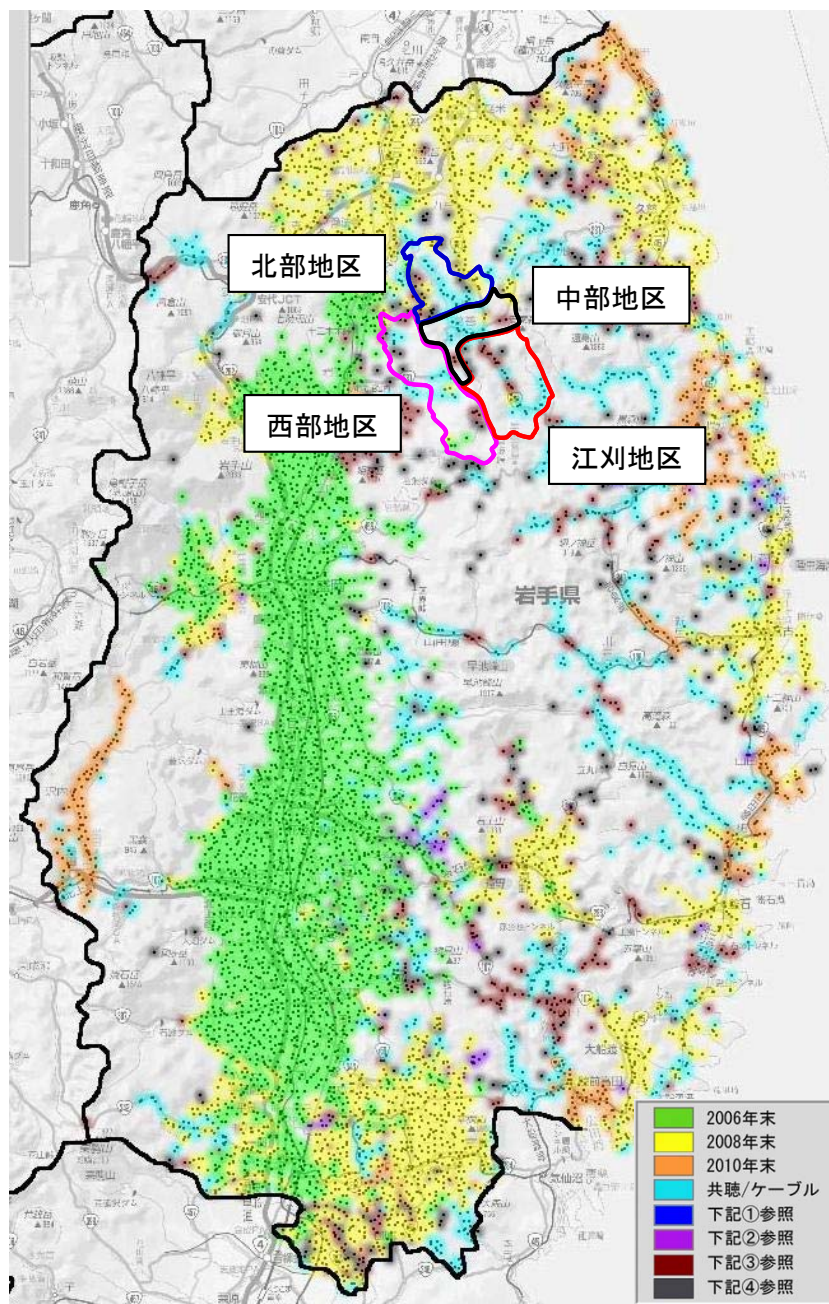
また、携帯電話事業者等が携帯電話等の無線システムの普及を支援するため、平成 17 年度から「無線システム普及支援事業」により過疎地等において提供しようとする場合は、必要な優先伝送路を整備し携帯電話事業者等に貸与する公益法人に対して、国がその設備費用の一部を補助することとしている。

(6) 地上デジタル放送

総務省及び日本放送協会、民間テレビジョン放送事業者は、2011 年 7 月までに現在のアナログ放送を終了し、デジタル放送に全面移行する予定である。

岩手県においては、2005 年 12 月から地上デジタルテレビ放送(本放送)が開始され、2011 年 7 月までに、現在のアナログ放送区域と同等の区域を確保することとしている。

岩手県内の地上デジタル放送の動向



図中の黒小点は受信世帯のある場所（集落等）を示す。

- ①：中継局リストで「検討中」となっている中継局が個別受信可能と推測される地域
- ②：中継局リストで「共聴/ケーブル（検討中）」となっている地域
- ③：地上アナログ放送は中継局または共聴で受信しているが、地上デジタル放送は受信困難と推測される地域
- ④：地上アナログ放送が受信困難で、地上デジタル放送も受信困難と推測される地域

総務省資料より作成

2-4.岩手県の取り組み

(1) これまでの情報化の取り組み

当県では、平成 10 年に「イーハトーブ情報の森構想」を策定し、その後、「岩手県総合計画」、そして、その具体的な行動計画である「岩手県高度情報化戦略」「高度情報化アクションプラン」を策定し、広大な県土を有する本県の地理的ハンディを積極的に克服し、医療・福祉などの様々な分野での行政サービスを提供する有効な手段として積極的に活用すべくその時々目標を定め、情報通信技術の有効活用と基盤の整備促進に取り組んできた。

具体的には平成 12 年から運用開始した『いわて情報ハイウェイ』を活用し、遠隔医療などの「いわて医療情報ネットワーク」、「防災情報システム」など県民生活に直結した情報システムを構築するとともに、県の行政機関をネットワーク化することにより、民間の設備投資を促進してきた。

また、ブロードバンド整備については、これまで、市町村に対する県単独補助（高速インターネット基盤整備事業）などにより、民間投資を誘導し ADSL 回線の整備を進めた結果、平成 17 年度末までに全市町村中心部に限ると 100%ブロードバンド化を達成した。

(2) 情報通信基盤の現状

県内には依然としてブロードバンド・ゼロ地域が数多く存在し、平成 19 年 9 月末現在、ブロードバンド加入可能率（整備率：全国 46 位）は 86.4%と全国平均の 95.7%と比較して 9.3 ポイントも下回り全国最下位レベルの水準となっている現状である。

今後もこの状況が続けば、地域としての魅力低下につながり、産業振興や定住施策等の推進における阻害要因になるものと認識している。

(3) 本県の目指す姿（目標）

国が策定した『IT 新改革戦略』、『次世代ブロードバンド戦略 2010』では「ブロードバンド・ゼロ地域の解消」を掲げ、その目標年度を 2010 年度としていることも踏まえ、当県では 2010 年度末までにブロードバンド・ゼロ地域の解消＝『使いたい県民が使える環境』の実現を目指すこととしている。

しかしながら、県内市町村の地域情報化施策に対する温度差は大きく、これを一因としたデジタル・ディバイドの存在が大きな地域課題となっている。県民が等しく情報通信の恩恵を受けられる環境を実現し、地域間格差の是正を図るためにブロードバンドは有効なツールであると認識し、整備促進を進めているところである。

(4) 情報通信基盤整備における課題

県土の 8 割を山林が占める本県は、県央部の一部都市部を除き世帯密度が低く、民間投資において追求される採算性の確保が困難な地域が大半を占めており、民間単独による基盤整備の展開が困難な状況にある。

(5) 岩手県高度情報化アクションプラン 2010

今後 4 年間に本県が取り組む情報化施策を全て盛り込んだ行動規範として、平成 19 年 8 月「岩手県高度情報化アクションプラン 2010」を策定した。

(6) 「市町村情報化サポートセンター」の設置

地域情報化を進めていくための道筋を市町村と一緒に考え、総合的な観点から助言を行うために設けられた市町村情報化推進のためのコーディネート組織として、平成 18 年 11 月 27 日に IT 推進課内に「市町村情報化サポートセンター」を設置した。

(7) サポートセンターの役割

- ア. 市町村からの相談対応
- イ. 情報通信技術や国・県の施策などの情報収集・提供
- ウ. 首長・幹部職員等への説明などの人的派遣
- エ. 情報化計画策定等への助言
- オ. 国、通信事業者及び放送事業者等との連携・調整

(8) 具体的なサポート業務

分類	活動例
相談対応	・電話若しくは来庁しての相談に対する対応 ・県から市町村等に出向いての相談 ・ブロック会議等での意見交換 ・県版ロードマップの作成・更新
情報収集・提供	・情報化に関する指標、国・県の支援制度、情報通信技術動向、その他 IT 全般に関する情報収集（サポートセンター情報のデータベース化による情報共有）及び情報提供
人的派遣	・情報化意識醸成のために行う、首長、幹部職員、担当職員等への説明（出前プレゼン） ・情報化計画策定に向けた検討会への参画
助言	・情報化計画策定に向けた助言 ・補助金等申請・交付に必要な手続きへの助言
連携・調整	・官（国）、産（放送事業者、通信事業者等）、学（学術研究機関等）との連携